

いじめ対策について

I いじめについて

1 いじめの定義

- 平成 25 年に施行されたいじめ防止対策推進法（以下、「法」）で、以下のようにいじめの定義が規定されました。

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 法に続いて定められた「いじめの防止のための基本的な方針（平成 25 年 10 月、文部科学大臣決定、以下、「方針」）」において、具体的ないじめの態様が、以下のように例示されています。

<例示>

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめへの対処

（1）早期発見と組織的な対応

教職員が児童生徒の気になる行動や発するサインを見逃さず、また、いじめと疑われる事案に対して特定の教員が抱え込むことのないよう、組織的に対応するための手順を図式化し周知しています。各学校は、教職員による日常の観察や面談、定期的なアンケート等によりいじめを早期に把握し、解消に向けて取り組んでいます。

<いじめの把握と初期対応の手順>

- ①いじめの把握（担任等による観察、定期的なアンケート、本人・保護者からの訴え）と被害児童生徒への支援
- ②管理職への報告といじめ対策委員会での情報共有
- ③事実関係の把握（当事者・クラスや学年の児童生徒への聞き取り、アンケート等）
- ④保護者との連携（聞き取り、アンケート等の結果報告、情報共有）
- ⑤いじめ対策委員会での対応方針決定、全職員への周知
- ⑥被害児童生徒のケア（S C、S S Wの活用）と加害児童生徒への指導、教育委員会との連携
- ⑦いじめ解消に向けた継続的な見守り（保護者との連携、専門家等との連携）

(2) 重大事態への対処

いじめの重大事態については、以下のように定義されており、文部科学省「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月）」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）」に則って対処することとしています。

いじめ防止対策推進法

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

各学校で適切な対処がなされるよう「いじめの重大事態発生時の対応」（フローチャート）と「いじめ重大事態に係る対応進捗管理シート」を活用するとともに、学校と連携を密にして進捗管理を行います。

<重大事態発生時の対応の手順>

- ①重大事態の発生報告（教育委員会、地方公共団体の長）と調査主体の決定
- ②被害者側へ調査について説明（調査主体や調査委員会の委員構成についての確認）
- ③第1回調査委員会（調査方針の決定）
- ④調査委員会を適宜開催し、被害者側への進捗報告、調査報告書作成
- ⑤調査結果報告（教育委員会、地方公共団体の長）
- ⑥被害者側への調査結果の説明
- ⑦加害者側への調査結果の情報提供
- ⑧調査結果をふまえた必要な措置（被害児童生徒への支援、再発防止）

※最近の県立学校におけるいじめ重大事態について

令和2年度に県教育委員会に発生報告のあった県立高校での重大事態については、被害の訴えがあった後の調査の進め方、重大事態として認定すべき時期などについて課題があったことから、現在、県教育委員会の附属機関である「三重県いじめ対策審議会」に、調査の進め方、重大事態の認定の時期、公表のあり方、調査の実施主体について諮問しています。令和4年5月を目途に今後の重大事態の対処の指針となる答申をいただく予定です。

また、三重県いじめ調査委員会の調査報告書（令和4年3月17日）の提言をふまえ、いじめ問題への対応についての県立高校の体制のあり方、教職員の資質向上、相談しやすい環境づくり、情報モラル教育や豊かな人間関係を築く力の育成などを協議する「いじめ防止対策ワーキンググループ」を設置し、具体的な対応方策を策定

し、県立高校で学ぶ生徒が安心して過ごし、健やかに成長していくことができる教育環境を構築します。

(3) いじめの解消

いじめが解消している状態については、被害者に対する行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること、被害者が心身の苦痛を受けていないことという2つの条件が満たされている必要があります。

II いじめの認知件数（令和2年度）

（文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より）

1 校種別いじめの認知件数

（単位：件）

	H28	H29	H30	R1	R2
小学校	1,766	1,470	2,282	2,365	2,647
（1000人あたり）	18.5	15.6	24.3	25.6	29.1
全国（1000人あたり）	36.5	49.1	66.0	75.8	66.5
中学校	673	600	623	835	794
（1000人あたり）	13.8	12.6	13.5	18.4	17.6
全国（1000人あたり）	20.8	24.0	29.8	32.8	24.9
高等学校	158	131	187	230	302
（1000人あたり）	3.8	3.2	4.7	5.9	8.0
全国（1000人あたり）	3.7	4.3	5.2	5.4	4.0
特別支援学校	9	18	13	17	21
（1000人あたり）	5.8	10.9	7.9	10.1	12.0
全国（1000人あたり）	12.4	14.5	19.0	21.7	15.9
合計	2,606	2,219	3,105	3,447	3,764
（1000人あたり）	13.9	12.0	17.1	19.3	21.5
全国（1000人あたり）	23.8	30.9	40.9	46.5	39.7

※三重県は公立のみ、全国は国公立のいじめの認知件数

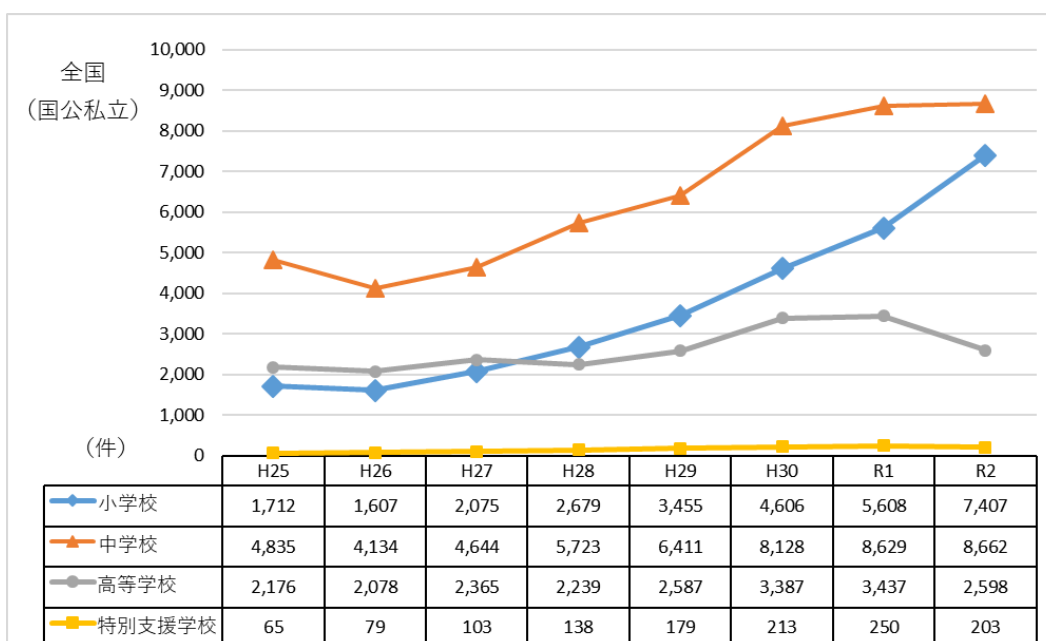
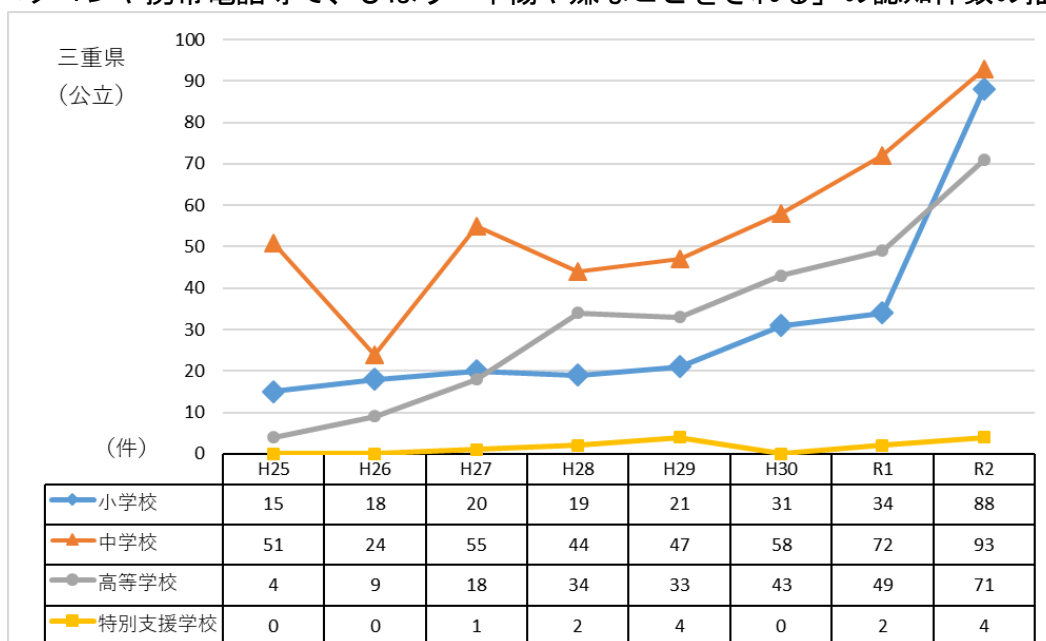
- 令和2年度における三重県（公立）1,000人あたりのいじめの認知件数は21.5件で、毎年増加していますが、全国（国公立）平均の39.7件と比べると大きな差があり、特に小学校低学年での認知に課題があります。低学年では社会性や言語表現が未熟なため、けんかやふざけ合いが多く発生する傾向があることから、些細なトラブルであっても法に基づいた認知が一層進むよう取り組む必要があります。

2 いじめの態様別・校種別構成比

		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
		構成比 (%)	構成比 (%)	構成比 (%)	構成比 (%)	構成比 (%)
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。	三重県	43.8	57.7	51.0	47.6	47.3
	全国	57.9	63.2	61.0	51.2	58.8
仲間はずれ、集団による無視をされる。	三重県	11.4	9.2	13.6	9.5	11.1
	全国	13.5	10.6	15.4	7.8	13.1
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	三重県	21.3	9.1	7.6	23.8	17.7
	全国	24.0	13.8	8.1	23.1	22.0
ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	三重県	4.3	3.0	2.6	14.3	4.0
	全国	6.0	4.6	3.0	7.2	5.7
金品をたかられる。	三重県	1.9	1.5	4.6	0.0	2.0
	全国	0.9	1.0	2.1	1.3	1.0
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	三重県	5.1	4.4	8.3	0.0	5.2
	全国	5.2	5.0	4.4	4.9	5.1
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	三重県	13.8	7.6	10.3	0.0	12.1
	全国	9.2	7.3	6.1	12.1	8.8
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	三重県	3.3	11.7	23.5	19.0	6.8
	全国	1.8	10.7	19.8	9.0	3.6
その他	三重県	3.4	2.3	10.6	14.3	3.8
	全国	5.0	3.5	6.4	7.3	4.8

（三重県：公立、全国：国公立、複数回答可、構成比は各区分における認知件数に対する割合）

3 「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」の認知件数の推移



- 「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」の認知件数は全国的に増加しています。三重県では全ての校種で増加していますが、とりわけ小学校では88件と令和元年度から34件増となっています。

スマートフォンやインターネットに接続できるゲーム機器等の普及により、子どもたちを取り巻くインターネット等の環境は急速に変化しており、トラブルに巻き込まれ危険にさらされることや、加害者側になることも増えてきています。また、SNS等における新型コロナウイルス感染症に係る誤った情報の拡散や、個人への偏見、人権侵害につながる書き込み等を児童生徒が行わないよう指導する必要があります。

4 いじめの解消率

	認知件数	解消率	
		年度末	翌年度6月末
令和2年度	2,838	75.4%	94.9%
令和元年度	2,639	76.6%	95.3%
平成30年度	2,423	78.0%	96.7%
平成29年度	1,861	83.9%	94.9%

※翌年度6月末の解消率は県独自調査

5 「ネット上のいじめ」の実例（県内小中学校）

(1) 中学1年生の美術の授業においてタブレットのファイル共有機能を使つての生徒間交流を行っている際、被害生徒A（以下、A）は、授業とは関係のない写真（Aの顔写真）を加害生徒B（以下、B）にタブレットのカメラで撮影され、Bはすぐに加害生徒C（以下、C）に送信した。CはAの顔写真を高齢者の画像に加工し、Bに送り返して二人で「おもしろい」と笑っていた。その画像をAにも見せたが、笑っていたので、「大丈夫だ」と思い、Cは画像をクラスの他の生徒にも送信し、放課後には他のクラスの生徒にも拡散していった。

Aは画像が拡散してしまったことにショックを受けたが、このことは保護者にも伝えず、次の日保護者から体調不良で欠席するとの連絡があった。拡散された画像を見た他のクラスの生徒が教員に報告していじめの事実が分かった。

<背景>

- ・他の授業でも画像や動画を送り合うことが多い。
- ・美術の時間に画像を加工する実習を行っていた。

(2) 小学5年生の被害児童A（以下、A）は、家庭学習中に自身のタブレット端末のオンライン学習カードに「〇〇A」との書き込みを発見した。Aは保護者に相談し、保護者は担任に連絡した。担任は校内いじめ対策委員会に報告し、学級の児童へ聞き取りをするとともに、教育委員会にタブレット端末の履歴調査を依頼した。聞き取りの結果、書き込みを行った児童は特定できなかったが、後日、教育委員会の履歴調査の結果、同じ学級の加害児童B（以下、B）が書き込んだことが分かった。あらためて担任がBに聞き取りを行ったところ書き込みを認めた。

<背景>

- ・一人一台端末での家庭学習を行うことが多い学級である。
- ・スマートフォンを持っている児童も多く、トラブルが多い。

Ⅲ いじめ防止の取組

1 いじめをしない・させない心の育成

(1) 道徳教育

平成 25 年、いじめ問題への対応として教育再生実行会議で道徳の教科化が提言され、平成 27 年度の学習指導要領の一部改訂により「特別の教科 道徳」となりました。

道徳教育は学校教育の全てを通して行われるものですが、その要となる「特別の教科 道徳」では、教科書の教材をもとに自分自身を見つめ、多面的・多角的に物事を考えて議論することにより、生命を大切にする心や互いを認め合い、協力し、助け合うことのできる信頼感や友情を育むことや、節度ある言動、思いやりの心、寛容な心といった、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養います。

(2) 人権教育

いじめは人権侵害であり、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という認識のもと、児童生徒が自他の人権を守るための実践行動ができる力を育成していくことが必要です。そのためには、児童生徒がそうした人権感覚を実感できる状況を生み出すことが肝要であり、それにはまず、教職員の確かな人権感覚に基づく教育実践力を高めることが重要です。

本県では、教職員向け指導資料「ともにつくるあした」を作成し、小中学校及び県立学校に配付しています。この指導書は、教職員が一体となり、保護者と連携しながらいじめの問題に取り組むための「教職員研修プラン」と、児童生徒がいじめについての認識を深め、他の児童生徒と意見交換しながら、いじめの問題を解決するための力を身につけることを目指した「学習展開例」から構成され、各学校におけるいじめ防止の取組を推進するためのものです。

また、教職員が確かな人権感覚を身につけ、すべての教育の中で人権教育を進めるための研修資料として、差別や虐待とともにいじめについても取り上げた「人権教育サポートガイドブック」を作成し、校内研修での活用を促すとともに県内の教職員を対象とした研修会を実施しています。

2 児童生徒によるいじめ防止の主体的な取組

(1) 各学校における児童生徒による主体的な取組

毎年 4 月と 11 月をいじめ防止強化月間と定め、市町教育委員会とも連携し小中県立学校でいじめ防止の取組を行っています。

4 月は、進学や進級に伴うクラス替えにより新たに人間関係を構築する時期でもあることから、多くの学校では始業式の講話や学年通信発行の機会に、教職員から児童生徒や保護者へいじめ防止を啓発する取組を行いました。

11 月は、児童会・生徒会を中心に、ピンクの小物を身につけたり、いじめ防止の標語を考えたり、オリジナル劇を上演するなど、各学校において児童生徒による主体的ないじめ防止の取組を行いました。

(2) 『STOP!いじめ』紙芝居

令和3年度には、公募で集まった県内の中学生5人と高校生4人が、「いじめ」をテーマに小学生対象の紙芝居を創作しました。専門家から効果的な紙芝居の作り方や見せ方を学び、グループでシナリオを考えるなかで、いじめの問題に対して自ら考え、互いに協力しながら、主体的に行動する力を身につけていきました。中高生自らが小学校で紙芝居の読み聞かせ上演を行いました。小学生は紙芝居から感じたこと、考えたことをまとめ発表し合うことで、いじめについて理解を深めました。紙芝居は、各市町教育委員会や保育実習を行っている県立学校、読み聞かせを行う図書館等で活用できるよう配付します。

(3) 街頭啓発活動

11月の「いじめ防止強化月間」では、県内4駅において高校生といじめ防止応援サポーターが、登校する児童生徒や出勤する社会人に啓発物品（ピンクマスク、ポケットティッシュ）を配布し、いじめ防止を訴えました。

3 インターネット上のいじめへの対応

(1) ネットパトロール

児童生徒に関わるインターネット上のひぼう・中傷、いじめ等不適切な書き込みを検索するネットパトロールを例年は年3回（平日15日間を3回）実施してきましたが、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症に係る不適切な書き込み等の検索を追加し年間を通して平日に実施しています。検知した書き込みは、学校や市町教育委員会等の関係機関と連携して対応するとともに、書き込みが広がらないよう、該当のサイトを継続して確認しています。

(2) ネットみえ〜る

ネットパトロールでは検知が難しい、SNSなどでの閉ざされたやりとりにおいて、ひぼう・中傷、いじめ等不適切な書き込みを発見した場合に、児童生徒等がその内容を投稿できるアプリ「ネットみえ〜る」を作成し、運用しています。投稿された不適切な書き込みのうち子どもに関わる書き込みについては、学校や市町教育委員会等の関係機関と連携し、被害児童生徒を守るとともに書き込みの削除依頼等を行うなどの対応を行い、加害児童生徒が特定された場合には指導を行っています。

(3) ネットトラブル対応教材

近年、「パソコンや携帯電話で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」の認知件数が増加している中、小中学校では学習端末が整備され、ICT機器を使いこなすスキルとともに、適切なネット利用のためのモラルの習得が急務となっています。このような状況の中、インターネットに関する知識や理解が十分でないことから起こるトラブル等から子どもたちを守る必要があることから、ネットトラブルの実例を踏まえ、子どもたちや保護者に携帯電話の不適切利用を含めたインターネット上のトラブルについて周知・啓発するための教材を作成しました。作成した教材を活用し、インターネット利用に関わるテーマに沿って、グループで話し合い、考えることで、危険を予測する力や、自ら考え判断する力、自己を管理する力を身に付けることを目指します。

＜参考＞平成 30 年度「スマートフォン等の使用に関する実態調査」結果より

【スマホの所持率】

	小学生 (4～6年生)	中学生	高校生
自分専用のスマホを所持して使用している	39.3%	72.2%	98.2%
自分は所持していないが、保護者・友だち等のスマホを借りて使用している、または使用したことがある	50.7%	20.7%	0.6%
自分は所持しておらず、使用したこともない	10.0%	7.1%	1.2%

【ネットトラブルにあった（あいそうになった）ことや困っていることがある児童生徒の割合】

	小学生 (4～6年生)	中学生	高校生
トラブルや困っていることがある	7.7%	13.5%	13.6%

4 令和 4 年度の新たな取組

(1) 高校生が小学生に伝える SNS・ネットの上手な使い方講座

公募で集まった高校生が有識者から指導（講義、ワークショップ）を受けたり、自分たちでアンケート調査を実施したりして、SNSやネットでのいじめの実態や課題などについての理解を深めたうえで、小学生（高学年）を対象にした「SNS・ネットの上手な使い方講座」の教材・授業案を作成します。高校生が希望する小学校（7校程度）で作成した授業案をもとに出前授業を行い、児童や保護者への啓発を進めます。

(2) 外部人材を活用したいじめ防止・情報モラル授業

いじめ防止応援サポーターやNPO団体、弁護士等の外部人材によるいじめ防止や情報モラル教育の出前授業を希望する学校（小中県立学校）25校程度で実施し、「いじめは安心できる学校生活を奪うこと」「いじめはカッコ悪いこと」を伝え、児童生徒がいじめについて考え、主体的に行動する心と態度を育成します。また、SNS等によるいじめについて見識の深い専門家が、SNS等の正しい活用について授業を行うことにより、児童生徒の情報モラル意識を高めます。

(3) 「STOP!いじめ」ポータルサイトによるいじめ防止

いじめ相談窓口の案内や学校でのいじめ防止の主体的な取組、いじめ防止応援サポーターの取組、著名人のメッセージなど、いじめ防止についての情報を集約する「STOP!いじめ」ポータルサイトを構築し、広く県民にいじめ防止を啓発します。また、市町等育委員会と連携し、学習端末のデスクトップ画面にポータルサイトのショートカットを表示するなど、児童生徒がアクセスしやすい環境を整え、いじめに悩む児童生徒を支援するとともに、県内の学校でのいじめ防止の取組及び教材・資料も掲載し、学校でのいじめ防止の取組をサポートします。

(4) いじめ防止に係る動画作成及びコンテスト

県内の小中学校等及び高等学校、特別支援学校に対して、「いじめ防止」をテーマとした動画を作成する学校（20校程度）を募集します。応募した学校の参加児童生徒は、「いじめ防止」に係る研修会で意見交流を行うとともに、動画作成の趣旨とポイントについて専門家による講習を受けたいという「いじめ防止」のメッセージ動画を作成します。児童生徒が作成した動画は「STOP!いじめ」ポータルサイトに掲載したり、郵便局等のデジタルサイネージで配信したりすることで、より多くの県民へいじめ防止のメッセージを発信します。